

前期基本計画

基本目標

3

健康で安心に
暮らす



政策7 健康づくりと医療の充実

- 施策15:健康な体づくり
- 施策16:医療保険制度の維持



政策8 子育て支援の充実

- 施策17:母子保健の充実
- 施策18:児童福祉の充実



政策9 地域共生社会の実現

- 施策19:高齢者福祉の充実
- 施策20:障がい者(児)福祉の充実
- 施策21:地域福祉の充実





基本目標
3
健康で安心して暮らす
政策7 健康づくりと医療の充実

施策
15
健康な体づくり

◆現状と課題◆

- 健康の保持、増進に向けて、健康相談・保健指導等を実施しています。また、毎年度「豊前市健康づくりカレンダー」を作成しています。市民の健康に関する関心を高めるため、情報提供の充実、参加促進を図る必要があります。
- 特定健診の受診率は年々増加傾向にありますが、がん検診の受診率は横ばいから微増にとどまっています。広報や個別通知等による更なる周知や、受診しやすい環境づくり等の受診率向上に向けた取組が必要です。
- 予防対策として、接種率の低い予防接種について、引き続き個別通知等による周知を行い、接種率の向上に努めていく必要があります。
- 生活習慣病の発症や重症化予防に向けて、健康相談や特定健診※結果説明会等で個別に保健指導を実施しています。一人ひとりの健診結果に基づき、保健指導を行い、必要に応じて医療機関と連携を図っていく必要があります。
- 地域における食生活改善の取組については、食生活改善推進員が中心となって活動しており、食生活改善推進員養成講座も開催しています。食生活改善推進員確保のため、引き続き講座を開催し、担い手の確保に努める必要があります。
- 乳幼児期における各種母子保健事業や保育園・小学校を通じたむし歯予防、口腔ケア事業を実施しています。妊産婦及び壮年期・高齢期については、歯周疾患健診をはじめとした歯科保健事業を実施し、知識の普及啓発、高齢期の口腔機能の維持・向上に努めています。健康な歯や口腔を維持し、健康寿命を延伸していくため、今後も継続した口腔ケア事業を実施し、市民の生活の質の向上につなげていく必要があります。
- 令和元年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的かつ急速な拡大は、私たちの日常生活や経済活動に大きな影響を及ぼし、これまで国を挙げて感染拡大防止対策に取り組んできました。今しばらくは、新型コロナウイルスと共存する「ウィズコロナ」を前提とした「新しい日常」に対応した生活様式の確立により、感染拡大の防止と経済活動の両立を図っていく必要があります。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
全市民	生活習慣病予防及び疾病発症後の重症化予防に向けて全市的に健康づくりを推進するとともに、高齢者が将来的に要介護状態にならず、市民一人ひとりがいきいきと暮らすことができるよう、取組を進めます。

◆成果指標◆

特定保健指導実施率		指標設定の考え方
令和3年度:実績値	令和9年度:目標値	市民一人ひとりが自身の健康づくりに関心を持ち行動することができるようになったか、保健指導による評価に向けて、指導実施率の向上を目指します。
70.6%	70.6% (現状維持)	

用語解説

※ 特定健診:医療保険に加入している40歳以上75歳未満の人を対象にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査のこと。

◆基本事業◆

基本事業
1
健康増進対策

- 市民一人ひとりが、健やかな生活を送れるようにするため、健康相談や教室の周知及び参加者の拡大を図ります。
- 健康長寿社会豊前を目指して、生涯現役のまちづくりを推進していくため、「豊前市健康づくりカレンダー」やコロナ禍での健康づくりパンフレット及び広報等を活用し、健康づくりに関する分かりやすい情報提供を行います。

基本事業
2
健康診査・予防対策の充実

- 疾病の予防及び早期発見、治療、重症化予防のため、特定健診やがん検診については、日程や内容の充実を図るとともに、広報や個別通知にて周知を行い、受診率の向上を目指します。
- 感染症の予防を図るため、感染症の正しい知識について情報発信し、予防接種率の向上等を目指します。

基本事業
3
保健指導・健康相談の充実

- 生活習慣病の発症や重症化予防のため、保健指導や健康相談の機会を確保します。個人の状態に合わせた保健指導・栄養指導を実施します。
- 特定健診結果の生活習慣病の危険因子の数に応じ、保健指導対象者を選定し、特定保健指導を実施します。対象者一人ひとりの生活習慣に基づき、適切な指導を実施します。
- 医療費のひっ迫を防ぐため、糖尿病性腎症重症化予防事業の充実を図ります。京築保健福祉環境事務所、豊前築上医師会等と連携を図り、一人ひとりに合った保健指導・栄養指導を実施します。
- 子どもたちが、健やかな食生活のために、自分に合った食品を選ぶ知識を身につけることができるよう周知を図り、支援していきます。
- 市民一人ひとりが健全な食生活を送れるようにするため、食生活改善推進員の育成に取り組むとともに、地区推進減塩教室の継続を図り、地域における食を中心とした健康づくり活動を支援します。
- 生涯を通して市民一人ひとりが歯と口腔の健康を維持・管理していくため、乳幼児から高齢者まで幅広い世代に向けた口腔ケア事業を推進します。

基本事業
4
指定感染症予防の推進

- 国内において指定感染症が確認された場合に備え、福岡県、京築保健福祉環境事務所、豊前築上医師会と連携を図り、予防対策を検討し、確認された場合は速やかに予防対策を推進します。
- 指定感染症の拡大を防止するため、新しい生活様式(身体的距離の保持、マスクの着用、手洗い等)の周知・定着を図ります。
- 不特定多数の方が集まるイベントや施設における3密の回避や、換気、従業員や来訪者などへの検温等の健康チェックの取組を促進します。



基本目標
3
健康で安心して暮らす
政策7 健康づくりと医療の充実

施策
16
医療保険制度の維持

◆現状と課題◆

- 国民健康保険加入者は年々減少しており、医療費も全体として減少傾向にありますが、一人当たりの医療費はやや増加傾向にあります。また、加入者の高齢化、低所得化の問題があり、保険税収入額が減少しています。
- 生活習慣病の早期発見、治療、重症化予防に向けて特定健診やがん検診の受診率を向上させるとともに、保健事業の推進やレセプト点検※¹等による適正受診の促進を行うことで、医療費の適正化を図る必要があります。
- 医療保険制度の安定化に向け、国民健康保険税の適正な賦課※²・徴収による財源の確保に取り組む必要があります。
- 公費医療(子ども医療・重度障害者医療・ひとり親家庭等医療)制度については、原則、福岡県内での使用となりますが、大分県や大分県国保連合会等の関係機関との連携・協力の下、大分県中津市での使用が可能となっています。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
全市民	医療費の適正化や医療費の財源確保に向けた取組を推進し、医療保険制度の維持を図ります。

◆成果指標◆

特定健診受診率	指標設定の考え方
令和3年度:実績値 31.3% 令和9年度:目標値 60.0%	生活習慣病早期発見への第一歩として、特定健診を実施し、医療費適正化を図ることを目標として、健診受診率の向上を目指します。

用語解説

※1 レセプト点検:レセプト(患者が受けた保険診療について、医療機関が保険者(市町村や健康保険組合等)に請求する医療報酬の明細書)に記載されている事項について、その請求点数が算定基準等に照らし誤りがないかどうか等を審査、点検すること。
※2 賦課:税金などを割り当てて負担させること。

◆基本事業◆

基本事業
1
医療費の適正化

- 医療費の適正化を図るため、レセプト点検を毎月実施することで、保険給付内容の審査を行い、医療費の適正化に取り組みます。
- 生活習慣病の早期発見、治療、重症化予防のため、特定健診の受診率の向上を図るとともに、特定保健指導を実施します。

基本事業
2
国民健康保険制度の安定化

- 国民健康保険制度の維持・安定化を図るため、国民健康保険税の適正な賦課・徴収による医療費の財源確保や医療費適正化に取り組みます。
- 国民健康保険加入者の利便性向上のため、関係団体と協議しながら、医療費支給制度の内容について検討を進めます。

基本事業
3
公費医療制度の取組維持

- 公費医療は、県内のほか、大分県中津市でも使用可能です。これにより、利用者は県内医療機関と同様の窓口負担で受診できるようになっており、利便性の向上や経済的負担に配慮した取組であることから、今後も継続的に実施します。





基本目標
3

健康で安心して暮らす

政策8 子育て支援の充実

施策
17
母子保健の充実

◆現状と課題◆

- 妊娠、出産、子育てに関する相談窓口として豊前市子育て世代包括支援センターを設置しています。安心して妊娠・出産・子育てができるよう保健師等が様々な相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のないサポートを行う必要があります。
- 妊娠中の経済的負担の軽減を目的として、健診費用について14回分の受診券を交付しています。引き続き、負担軽減に努めていく必要があります。
- 出産後は、乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問事業・乳幼児相談・乳幼児発育相談・子育て期健康教室・離乳食相談等を実施し、育児相談や保健指導を通じて子育て期の支援を実施していく必要があります。状況に応じ、保育園や福祉施設と協力しながら支援をしていく必要があります。
- 乳幼児健診（4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児健診）を毎月実施しており、乳幼児の成長、発育を確認し、健康や育児について相談や保健指導を行う必要があります。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
妊娠・子育て期の家庭	妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のないサポートを行い、健やかな妊娠・出産・子育てを支援します。

◆成果指標◆

こんにちは赤ちゃん訪問実施率		指標設定の考え方
令和3年度：実績値	令和9年度：目標値	母子保健の支援の入り口となる「こんにちは赤ちゃん訪問」を確実に実施することを目指します。
98.5%	99.0%	



◆基本事業◆

基本事業
1

妊娠・出産・子育て不安の解消

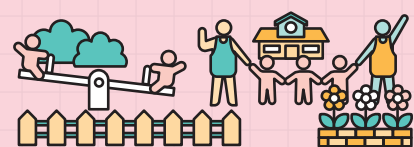
- 母子健康手帳交付時は、保健師等が個別相談に応じながら、一人ひとりにあった保健指導を実施し、健やかな妊娠・出産につながるよう支援していきます。また、状況に応じて産婦人科等の各関係機関と密に連携を図り、支援体制を構築していきます。
- 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センター事業を充実させ、関係機関と連携した支援体制を強化します。
- 妊婦健診結果、乳幼児健診結果等をもとに、妊娠中から子育て期までのフォローを継続して実施します。
- 妊娠中の経済的な負担を軽減するため、妊婦健康診査受診券の交付を継続します。
- 乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問事業・乳幼児相談・乳幼児発育相談・子育て期健康教室・離乳食相談等を実施し、乳幼児期の健やかな成長を支援していきます。また、保育園や福祉施設等と連携し、子育て期の家庭をともに支えていきます。
- 教育委員会と連携を図り、保育園・幼稚園訪問等を継続し、小学校就学にむけ支援します。

基本事業
2

乳幼児の健やかな育ちへの支援

- 乳幼児の健やかな成長を保護者とともに喜び、今後の成長発達の指標を理解でき、学び合える場となるような乳幼児健診を実施していきます。
- 乳幼児健診未受診者については、電話や訪問等による継続的な受診案内を行います。健診の実施により、要支援家庭の早期発見・早期支援にもつなげるよう心掛けていきます。
- 乳幼児相談・乳幼児発育相談・子育て期健康教室・離乳食相談等を継続して実施し、健やかな成長を支援し、必要に応じて保健指導を行い、関係機関との情報共有、連携を図っていきます。





基本目標
3

健康で安心して暮らす

政策8 子育て支援の充実

施策
18

児童福祉の充実

◆現状と課題◆

- 全国的に少子化が進展する中、本市においても同様の傾向にあります。少子化の状況を見据え、子どもにとって適切な教育・保育サービスの環境を維持するための検討が必要です。
- 子育て支援センター「たけのこ」では、来館しやすいイベント、参加しやすい環境づくりを重点的に実施しています。平日に週3～4日のイベントを行うことで、利用者の大幅増加につながっています。今後も継続して事業を実施するとともに、利用者ニーズを把握し、更に子育てしやすい環境づくりを行っていく必要があります。
- すべての市内認可保育園等で延長保育、一時保育、障がい児保育を実施しており、引き続き特別保育に関するサービスの提供に努めていく必要があります。
- 大村小学校を除く全小学校区に直営の放課後児童クラブを設置しています。放課後児童クラブの適切な運営に努め、放課後の居場所の提供を行っています。大村地区では、平成28(2016)年度より、「大村すこやか子ども塾」を実施し、大村独自の子どもの居場所づくりを行っています。今後、小学校が再編成される場合は、連動して放課後児童クラブと大村すこやか子ども塾の再編成が必要です。また、こども家庭庁の設置に伴い、放課後の子どもの居場所づくりの在り方についても検討が必要です。
- 「すこやか赤ちゃん出産祝金」として第2子を出産した方に10万円の出産祝金を支給しています。また、戸籍上第3子以降の保育料を無料としています。子育てにおける経済的な負担軽減のため、今後も支援していく必要があります。
- 全国的に児童虐待相談件数は増加しており、福岡県内においても痛ましい事件が発生しています。児童虐待を未然に防ぐために、子ども及び家庭からの相談を受け、適切な支援につないでいくことができる体制の整備が必要です。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
子ども及び子育て期の家庭	子育て期の保護者の育児負担を軽減する保育サービスの充実を図ります。子ども及び子育て期の家庭が相談できる体制を充実させます。

◆成果指標◆

たけのこ利用者数	指標設定の考え方
令和3年度:実績値 271人 令和9年度:目標値 1,056人	妊娠期から子育て中の親子全般に広く利用しやすい環境づくりに努めるとともに、幅広く周知を行い、利用の促進を目指します。

◆基本事業◆

基本事業
1

子育て支援サービスの充実

- 子どもにとって適切な教育・保育サービスを提供するため、公立も含めた保育所等のあり方について、今後の出生数を踏まえた検討を行います。
- 子育て支援センター「たけのこ」において、子育てに関する様々な支援を行っていくため、情報発信や親と子の集いの場を提供し、安心して子育てができるよう支援します。
- 仕事と子育ての両立を支援するため、通常保育はもとより、延長保育、一時保育、障がい児保育等の特別保育を継続的に実施します。
- 児童の保護及び遊びを主とした健全育成を図るため、小学校区ごとに設置した放課後児童クラブの適切な運営に取り組みます。
- 大村小学校区においては、放課後の子どもの居場所づくりのため、「大村すこやか子ども塾」を実施します。
- 子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの組織を見直し、子ども及び子育て期の家庭からの様々な相談に応じ、関係機関と連携を図りながら適切な支援を行うことができる「こども家庭センター」の設置を検討します。

基本事業
2

子育ての経済的負担の軽減

- 子育てにおける経済的な負担を軽減するため、本市独自の施策(第3子以降保育料無料化事業制度・すこやか赤ちゃん出産祝金等)の実施により、継続的に支援します。

基本事業
3

ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭の自立を支援し、子どもの成長に配慮した総合的な支援を行います。





基本目標
3

健康で安心して暮らす

政策9 地域共生社会の実現

施策
19

高齢者福祉の充実

◆現状と課題◆

- 可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。包括的支援事業（地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携推進支援事業、認知症施策推進事業、生活支援体制整備事業）が市町村を実施主体として行うこととされており、地域包括ケア体制づくりを地域の主体性や自主性に基づき、地域の特性に合わせて作り上げていく必要があります。
- 高齢者向けの福祉サービスとして、配食サービス等の日常生活の支援、要介護者のいる世帯の経済的負担軽減のため、紙おむつ券の給付サービスを行っています。また、高齢者の緊急事態に対応できるよう、緊急通報装置の貸与とサービスの実施や買い物支援が必要な方へ、移動販売による支援を行っています。高齢者本人及びその家族の負担を軽減するため、また日常的な見守りを行うために、事業を継続し、支援を行う必要があります。
- 成年後見制度については、中核機関※を設置し、市役所では一次相談を受付します。専門的な知識が必要な相談には、専門職による相談会につながります。また、高齢者等虐待防止に関する研修会を開催しています。成年後見制度や高齢者虐待については、知識が広く一般に普及しているとはいえない状況から、引き続き普及啓発を行う必要があります。
- 介護予防に向けて、地域の公民館等での介護予防教室を行っています。介護予防は、日常生活の中で、一人ひとりが取り組んでいくことが重要であることから、引き続き正しい知識の普及啓発を行う必要があります。
- 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に向け、シルバー人材センター運営費等補助を実施しており、今後とも継続していく必要があります。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
全市民	地域住民同士の支え合い及び市民、行政、各種機関の協働により、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指します。

◆成果指標◆

認知症サポーターの登録人数	指標設定の考え方
令和3年度:実績値 延べ3,574人	認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの登録人数を増やすことで認知症予防（生活習慣病予防）や認知症の正しい知識の普及、認知症の人の早期発見・見守り体制づくりを目指します。
令和9年度:目標値 延べ5,700人	

用語解説

※ 中核機関：地域連携ネットワークの中核となる市町村直営又は委託された相談窓口のこと。

◆基本事業◆

基本事業
1

地域包括ケアシステムの推進

- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築のため、豊前市地域包括支援センターを中心としたネットワークの整備や、地域ケア会議の充実、保健・医療・福祉等の多職種との連携を図ります。

基本事業
2

在宅生活等の支援

- 認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、認知症サポーター養成講座の開催や認知症ケアパス※の内容充実を図ります。
- 高齢者やその家族の心身及び経済的負担を軽減するため、高齢者福祉サービス等の実施による支援を行うとともに、広報等での周知を図ります。
- 高齢者の誇りや権利を守るため、成年後見制度の普及啓発を図るとともに、虐待防止に向けた取組を行います。

基本事業
3

介護予防の推進と健康づくり

- 地域における介護予防を支援するため、介護保険に関する現状や制度の周知を図るとともに、介護予防に関する知識の普及啓発を行います。
- 要介護状態等となることを予防し、自立した日常生活が維持できるよう支援するため、介護予防教室等を実施します。

基本事業
4

高齢者の生きがいづくり

- 閉じこもりがちな高齢者の交流の場を確保するため、地域サロン（いきいきサロン）を実施するとともに、健康づくりや介護予防の場としても活用できるよう内容の充実を図ります。
- 高齢者の就業機会の確保のため、シルバー人材センターへの支援を通じて、社会参加を促進します

用語解説

※ 認知症ケアパス：認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護 サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。



基本目標
3
健康で安心して暮らす
政策9 地域共生社会の実現

施策
20
障がい者（児）福祉の充実

◆現状と課題◆

- 障がい者（児）数の傾向は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付状況から、精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加傾向にあります。また、障がい福祉サービス等の利用者数、利用量ともに増加しています。
- 障がい者（児）の高齢化、障がいの重度化や親亡き後の問題が顕在化するなど、障がいのある人を取り巻く社会状況・環境等が大きく変化しています。
- 本市においては平成29（2017）年3月に「豊前市障害者計画」を策定し、「障がいの「ある」「なし」にかかわらず、すべての市民が共に支え合い、安心して暮らせる共生社会の実現」を基本目標に、障がいのある人に関する施策を総合的・計画的に推進しています。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」により、「第6期豊前市障害福祉計画及び第2期豊前市障害児福祉計画」を令和3（2021）年3月に策定し、障がい者（児）へ障がい福祉サービスや相談支援が計画的に提供されるよう、サービス見込量等を定めています。
- 豊築地区自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の整備を行い、障がい者（児）の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指します。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
障がい者（児） 障がい者（児）の家族	障がい者（児）一人ひとりの障がいの種類や特性による様々なニーズに応えるため、障がい者（児）福祉サービスの充実を図るとともに、地域で支え合えるよう啓発活動を進めます。

◆成果指標◆

障がい者：在宅で生活支援を受ける障がい者数 障がい児：療育を受ける障がい児数		指標設定の考え方
令和3年度：実績値	令和9年度：目標値	障がい者（児）が地域で暮らしていくために必要な療育や在宅での生活支援を受ける人数の増加を目指します。
障がい者：109人	障がい者：135人	
障がい児：109人	障がい児：200人	

◆基本事業◆

基本事業 1 自立と社会参加の促進

- 障がい者（児）が住み慣れた地域で生活ができるよう、相談支援体制や、就労支援体制、障がい福祉サービス、コミュニケーション手段の充実を図ります。
- 1市3町（豊前市・築上町・吉富町・上毛町）の自治体、障がい福祉に関する事業所で共同設置している豊築地区自立支援協議会において、地域のニーズや課題の共有、地域の問題解決に向けて、サービス基盤の整備を進めます。
- 障がい者（児）の社会参加を促進するため、地域生活支援事業を推進するとともに、地域住民との理解促進に向けた周知に努めます。

基本事業 2 権利擁護の推進

- 障がいの「ある」「なし」にかかわらず、尊重し合える社会を実現するため、「障害者差別解消法」等に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取り組むとともに、「障害者虐待防止法」に基づく障がい者（児）への虐待の防止など、障がい者（児）の権利を守るための取組を推進します。

基本事業 3 障がいのある児童への支援体制の充実

- 相談支援事業所、障がい児通所支援事業所、関係機関等と連携し、障がい児支援体制の充実を図ります。





基本目標
3
健康で安心して暮らす
政策9 地域共生社会の実現

施策
21
地域福祉の充実

◆現状と課題◆

- 地域福祉を総合的に推進していくため、地域福祉計画に基づき事業を行っていく必要があります。
- 地域の高齢者や住民が気軽に集まることで、見守りや閉じこもり防止、また、仲間づくりや社会参加を目的として行われる地域サロン(いきいきサロン)は、令和2(2020)年度では34か所で開催されています。地区の状況に合わせて、継続を含めた働きかけを行っていく必要があります。
- 生活に困っているすべての人に対して、最低限度の生活を保障するため、関連機関と連携のもと、生活保護制度の適正な運用を図っていく必要があります。
- 一人暮らしの高齢者等の見守りを進めていくため、民間事業者とも協定を結び、連携を図っていきます。引き続き、民間事業者等と連携を図るとともに、活動の周知啓発を行う必要があります。

◆施策の基本方針◆

対象	目的
全市民	市民の誰もが地域福祉の担い手となるよう、地域福祉活動の紹介や参加促進を図り、地域の助け合いのネットワークづくりを進めます。

◆成果指標◆

地域サロン数の割合		指標設定の考え方
令和3年度:実績値	令和9年度:目標値	行政区単位の地域サロンを増やすことで、高齢者等の支援体制づくりの強化を目指します。
49.2%	50.0%	

◆基本事業◆

基本事業
1
地域福祉の推進・支援体制の強化

- 総合的な地域福祉の充実を図るため、地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会等、関係機関と連携のもと、事業を推進します。
- 地域での住民相互の支え合い活動を促進するため、地域サロンへの専門職の派遣を実施し、地域サロン事業の充実を図ります。
- 生活困窮世帯の問題解決、自立支援のため、社会福祉協議会と連携のもと、生活困窮者自立相談支援事業を実施し、適正な相談、援助、指導等に取り組むとともに、生活保護制度の適正な運用を図ります。

基本事業
2
地域社会との連携強化

- 住民相互の助け合いや支え合いを促進するため、民生委員・児童委員、地域づくり協議会、老人クラブ、ボランティア等と連携し、意識啓発を行います。
- 地域における見守り活動を推進するため、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ等の団体と連携した取組を行い、その活動を支援します。

